



巻頭言—児童虐待をめぐる—

あたり前のことなのですが、子どもは親を選べません。そしてそんな子どもの絶対数が減っているにもかかわらず、児童虐待は増大し続けており（2017年度の児童相談所での児童虐待相談件数は13万3778件にもなっています）、しかも死亡事故が多発しているようにその凶悪性から判断すると、「親が子どもを愛情をもって育てるとは限らない」という冷徹な現実を、私たちは直視しなければならないといえます。

家庭はプライベートな空間として、社会（パブリック）から閉ざされています。また、親には懲戒権（民法第822条）を含めて親権（民法第820条～837条）があります。

したがって、家庭内で親が子どもを虐待しているとしても、家庭内の出来事なので気づかれにくいし、周囲の人や児童相談所などが気づいたとしても、それが親権のもとでの「しつけ」の一環としての体罰なのか、つまり懲戒権の範疇にある行為であるとみなすのか否か、判断することがとても難しいといえます。

さて、ひとりの住民としては、常に誰かの隣近所である「住民」として、虐待が疑われるような状況に気づいた場合には、市・区役所や児童相談所に連絡することが必要です。また、子ども食堂のように地域のなかに、家庭と学校に加えて「第三の居場所（サードプレイス）」をつくるような活動があるのであれば、虐待に気づく機会が増え、子どもにとっても、家庭内あるいは学校内に閉じられた関係を社会へと開いていける契機になるといえるので、こうした活動が地域のなかで活発に展開されることが求められます。

一般にはこのような役割が地域には期待されるのですが、虐待があると判断したとしても、地域の住民がその子どもを直接的に保護することには大きなハードルがあります。おそらく、虐待に気づいた際にできることはまずは児童相談所や警察に通報することだといえます。

このようにして通報を受けた児童相談所には、その家庭を調査し、必要に応じて子どもを保護する役割があります。しかし、親には懲戒権を含めた親権が民法で認められているために、「介入」のタイミングや、親と話し合い、子どもを一時的に親から離して保護することを説得しなければならないなど、多くのハードルがあります。「子どもを保護すること」



ひだまり園のひなまつり

と「親子の関係を調整し、親を支援すること」という2つの機能が同時に求められるためです。東京都目黒区や千葉県野田市の事件においても、児童相談所が一時保護をしていたにもかかわらず、その後、転居などがあり、家庭の状況を十分に確かめないうまま子どもを親の元に戻してしまい、あの痛ましい事件が起きています。

これらの事件の教訓として確認しておくべきことは、行政・児童相談所のミッション（使命）は、子どもの安全の確保であり、「子どもの最善の利益」を考慮した行動をとることだということです。それだけに虐待が疑われる場合には、介入機能を適切に行使することが求められます。現在、議論されている「児童相談所の介入機能と支援機能を分離する」という改革が必要であるといえます。

また、その際の障壁となっている親の懲戒権に基づく体罰を禁止する旨の法改正も必要です。そもそも人が育ち、生活していく上で、体罰、すなわち暴力は必要ありません。「ときには手をあげることも必要である」というのは、そのように主張する者の傲慢です。したがって、民法における懲戒権の廃止および児童福祉法や児童虐待防止法において、体罰の禁止を明記し、体罰が認められる場合には適切に「介入」し、より迅速に子どもを保護することができるようにする必要があります。

ただし、子どもを親から引き離せばそれで解決というわけではありません。そこからこそが、子ども自身への支援や親への支援、そして親子関係のつくり直しの支援などを含めて、福祉的な支援の質が問われるようになります。人は「完璧な存在」ではありません。だからこそ、補い合い、支え合う関係が大切になります。虐待は親だけの問題ではありません。

KCD ラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋 今月のテーマ：「個別支援計画」について(2)

個別支援計画を作成するためには、アセスメントが必要である。アセスメントとは、正確には「利用者の想い（希望や夢）を確認し、利用者に影響を与えている環境・状況の文脈を考慮し、利用者の潜在的な能力、あるいは可能性といった長所・強さの観点（the strengths perspective）を大切にしながら、利用者の抱えている課題・困難を把握し、分析・検討することで、支援計画を立て、実際の支援を展開していくための前段階に位置づけられる支援のプロセス、あるいは支援者の行為のこと」をいう。

一般に、福祉現場ではアセスメントを「利用者の課題・困難の把握」をすることであると理解していることが多い。確かにそうした側面もあるが、重要なのは前段の部分である。利用者の課題に着目してしまうと、「〇△ができない」といったことや、「激しいこだわりがある」というように、本人が「できないこと」や行動障害が「ある」ということを確認する作業に陥ってしまう。そうすると、自ずと個別支援計画の内容は「〇△ができるようになります」とか、「こだわり行為が軽減できるようにします」というように、本人の努力目標的な傾向になる。

それだけにアセスメントにおいては、

- * 利用者の想い（希望や夢）や意思の確認
- * 利用者に影響を与えている環境・状況の文脈の分析
- * 利用者の潜在的な能力、あるいは可能性といった長所・強さの観点（the strengths perspective）の重視

といったことを分析的に確認することが重要となる。

本人の意思確認については、前号でも述べているので、ここではまず「環境・状況の分析」について検討する。人は人との関係のなかで「人間」になる。これがほかの動物との大きな違いである。犬は犬としての遺伝子的にプログラムされた本能にしたがって、特別に教えられなくても、犬としての行動をする。しかし、人の場合は遺伝子の影響はもちろんあるものの、たとえばお腹がすくのは生物的に当然だとしても、なにを食べたいのかということになると、文化的な影響や、どのような家庭で育ち、どのようなものを食べてきたのかということで、大きく異なる。「ああ、焼肉食べたい」は、極めて特殊日本の現代的な嗜好である。このように人はどのような環境のもとで育ってきて、生活しているのかということに大きな影響を受ける。だからこそ、アセスメントでは、「その人がどのような環境に置かれているのか」ということを分析することが重要となる。

先の例でいえば、「〇△ができない」ことで、どのような状況にあるのかということ进行分析が必要がある。「お金の計算ができない」として、そのことが本人の生活において、どのような事態をもたらしているのかということ进行分析することが大切なのである。仮にお金の計算ができないことで、生活していく上で支障がないのであれば、そのこと自体は、支援においてもさほど重要な課題とはならない。

また、「激しいこだわりがある」という場合、問題はその行

為の「ある／なし」ではなく、どのような状況のときに、どのようなこだわり行為が、どの程度あるのかということ进行分析しなくてはならない。水へのこだわりが強く、洗面台の周辺を水浸しにしてしまうことがあるとして、24時間そのような行為をしているわけではないので、だとすればどのような時間帯にそうした水へのこだわり行為があるのかを観察する必要がある。

たとえば、起床後の食事までの時間帯にそうした行為があるのなら、本人にとってみれば朝食までの暇つぶしの意味があるのかもしれない。あるいは、ほかの利用者とのトラブルがあった後などに水への執着が強くなるとすると、それは本人なりにストレスやイライラを解消する手段になっているのかもしれない。このようにアセスメントでは、本人の心身の状態の記述に留まるのではなく、本人の気持ちや意思を確かめながら、その人が置かれている環境やそのときどきの状況を観察し、分析することが重要なのである。

また、「利用者の潜在的な能力、あるいは可能性といった長所・強さの観点」から分析することも必要である（vol.7参照）。先の例でいえば、もしイライラを水で遊ぶことで解消しているとしたら、本人なりのストレス・マネジメントの方法といえるかもしれないし、そうした力が本人にはあるということになる。ストレングスの観点が重要であることは、業界でもかなり普及しているが、それは無理に長所を探しだそうしたり、「課題」とか「問題」という表現を用いないようにするといったことではない。

そうではなくて見方を変えるということが大切なのである。「水への執着が、実は本人なりのストレス解消法である」とか、他害行為はあるものの、誰かれなしに他害があるのではなく、「自分より障害の重い人を避けている」とか、特定の人にそうした行為があるとすると、その人なりに「他者を見分けていて、対応の仕方を変えている」ということになる。

このような見方をするすることで、個別支援計画においては、問題や課題を解決するという側面だけではなく、その人の潜在的な力や可能性に着目して、支援の方向を検討するという道が開けてくる。

先の例でいえば、水へのこだわりに暇つぶしの意味があるとすれば、そうした「本人にとって暇な時間帯」をなくすように個別支援計画を立てればよいし、ストレスやイライラを解消する手段になっているのなら、そうしたストレスやイライラが生じないように環境を調整することを計画に盛り込むことが重要となる。

以上のようにアセスメント次第で、個別支援計画の内容が変わってしまうのである。こうした観点からアセスメントをし、個別支援計画を丁寧に作成し、その計画に基づいて、スタッフが連携して実践していけば、そのこと自体が福祉業界のささやかながらも着実な改革につながる。そこには高い専門性が求められ、そうした実践が専門性を高めていくという好循環的なサイクルを生み出すからである。それは専門職としての誇りにもつながる。 KCD ラボ代表 松端克文

（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）

ザ・ワーカー ～支援の現場から～

今月のワーカーは、障害者支援施設よろこび荘の倉内克弥さんです。

――まず、主な仕事内容について教えてください。

私が働いている施設は、重度の知的障害のある成人の方を対象としている入所施設で、主に入浴、排泄、食事の介助などの支援を行っています。利用者さんそれぞれの特性をきちんと把握して、みなさん一人ひとりが楽しく、落ち着いて過ごせるよう、日々支援しています。

日中の活動としては、ステッフルなどの作業やマッチング、プットインなどの個人課題を中心に行っています。マッチングは、いろんな種類（動物、乗り物など）のイラストに磁石をつけて、同じイラストを合わせていくという療育活動です。プットインも療育のひとつで、ものを箱などに入れるという作業を行います。箱のなかに入れるものは、難易度の低いものから高いものまで、さまざまです。どちらの課題も、それぞれの利用者さんの集中力やその日の気分に合わせながら、楽しんでもらえる活動を提供するようにしています。

――日々の業務において、どのようなことを重視されていますか。

そうですね…。職員同士の連携…チームワークですかね。思っていることをお互いに言い合える関係というか…冗談まじりに「こうした方がいいんちゃう」とか、まあ、ズバツということもありますけど(笑)。職員の入れ替わりもありますし、世代もバラバラですけど、誰に対してもウエルカムな姿勢を心がけています。私が…というより、職員みんながウエルカムな空気をつくっているように思います。そういうことが支援にもよい影響を及ぼすのかなと思っています。

――なぜ、福祉の仕事に就こうと思われたのですか。

以前は福祉とは関係のない仕事をしていたのですが、知人に陽気会を紹介してもらい、陽気会の各施設を見学させていただいたのがきっかけです。そのとき、職員が笑顔で楽しそうに仕事をしている姿や、私に対して気さくにしゃべりかけてくれる利用者の方々の姿を見て、楽しそうな職場だなと思いました。福祉のことはなにも知らなかったのですが、福祉についてもっと詳しく知りたい、この場所で働いてみたいと思い、就職しました。

――いまの仕事のおもしろさ、楽しさはどういったところにありますか。

現在、レクリエーション・行事の係に携わることが多いんですけど、「この利用者さん、こんなところに行けるんじゃないかなあ」とか、「こんなところに行けば楽しいかなあ」とみなさんの喜ぶ顔を想像しながら計画、準備することが楽しいです。「障害があるから、こういうことは難しいんじゃないか」という思いは基本的になくて、どんなことでも、楽しそうなことは「1回やってみよう」として、いろんな企画を提案するようにしています。性格的にも、ざっくりとしているので、「これやってみたら楽しいんじゃない」として、すぐに行動に移すタイプなんです(笑)。それで、実際に楽しそうにしているみなさんの姿を見たら、私自身も楽しい気持ちになります。

楽しいことを利用者さん・職員間で共有できるっていうのが、また楽しいですね。そうはいつでも「これはあまり良くなかったんじゃないか」とって思うこともありますが、次に活かせることができたらいいかなって思うタイプなんで(笑)。たとえば、本格的な仮装をしてハロウィンパーティをしたりとか、園外活動でUSJに行ったこともあります。私たちが普通に経験していることを、障害があるからといって規制せずに、これからも挑戦していきたいと思っています。

――反対に、しんどいと思うことはありますか。

しんどいところですか…。たとえば、利用者さんの問題行動とか、トラブルに対応するときなんかは、冷静に対処するようにしてるんですが…。感情のコントロールはなかなか難しいですね。利用者さんそれぞれの特性を見極めて、適度な距離感を保ちながら接するように心がけているんですが…。やっぱり自分自身のアンガーマネジメントが必要だと思えますね。



倉内 克弥 (くらうち かつや)
障害者支援施設 よろこび荘
2010年4月 ようき寮入職
2017年4月 よろこび荘へ異動

――これから福祉の仕事をしたいと考えている人たちへ向けてメッセージをお願いします。

人と直接かかわる仕事なので、悩んだりするときもあるのですが、利用者の方々の新たな一面を発見したり、私たちが実施してきた支援の成果を感じたりすることができたときは、とてもうれしく、やりがいを感じます。福祉の仕事は自分自身の成長となり、楽しみや喜びへとつながる仕事です。一緒にがんばりましょう！

――「楽しい!!」という思いが伝わってくるメッセージですね。

既存概念にとらわれず、常に限界突破に挑戦されている倉内さん。自分が楽しいと思うこと、人にしてもらってうれしいと感じることをほかの人と共有したいという姿勢が、利用者さんや職員に波及し、連帯感のある楽しい職場づくりにつながっているのではないのでしょうか。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。(真)

内部研修 ～虐待防止と権利擁護～

2月13日から3月8日まで、7回にわたって「虐待防止と権利擁護」について内部研修を実施しました。『障害のある人の支援と権利擁護について』と、『すべての利用者の人権が尊重される法人を目指して』という表題で、松端克文ラボ代表と大西本部長を講師に、虐待や不適切支援、権利擁護について全職員が受講しました。



今年は改めて「虐待とは」というところから復習し、虐待につながるかもしれない「不適切な支援」について振り返ってチェックを行いました。また、私たちが最も意識して考えなくてはならない「利用者の人権をまもる」ということについても、反省を含めて学び直しました。

『障害のある人の支援と権利擁護について』では、虐待の種類を再確認し、そのなかでも表面化しづらい“心理的虐待”と“放置・放棄”について振り返りを行いました。大声で怒鳴ったり、侮辱したりということはなくても、「つつい」「無意識的に」からかったり、ぞんざいな受け応えをしていることはないだろうか。「よかれと思って」していることが、利用者を追いつめていないだろうか。「わざとではない」としても、支援せずにはおぼたらかしてしまっただけではないだろうか。私たちは常に自分自身を振り返り、間違ってしまったらすぐに改めるという姿勢が必要であると思います。もともとが、「支援者と利用者」という非対称的な関係構造であるため、支援者側は適切な支援を常に意識しないと、不適切な支援になってしまうおそれがあります。また自分ひとりですべてを抱え込んでしまうと、どんどん周囲が見えなくなり、孤立して人間関係が閉ざされたようになってしまいます。環境も関係も、常に風通しよく開かれた状態であることが重要で、支援員同士でいつでもなんでも話し合うこと、また利用者が生活しやすく支援員が働きやすい環境であることが大切だと再確認しました。

また、感情労働といわれる福祉の仕事においては、自分自身のアンガーマネジメントが重要になります。アンガーログやストップシンキングなど、いくつかの対処法を学びましたが、怒りが湧いてしまいそうな出来事に遭遇したときに、「その出来事にどのように意味づけをするのか」という「考え方のクセ」を自分自身で把握しておくことも大切だと感じました。自分の価値基準だけにとらわれて、怒りに翻弄されないように、遭遇した出来事に対して、できるだけ冷静にポジティブな意味づけができるよう自分自身の心を、普段から整え

ることも必要だと思います。

『すべての利用者の人権が尊重され擁護される法人を目指して』では、「権利擁護とは」「障害があるということは」という根本的なところから学びました。

「障害がある＝人としての尊厳が極めて脅かされやすい状態にあるということ。障害のない人よりも権利が侵害されやすい人。」だから、福祉職である私たちは、障害のある人の権利が侵害されないように、権利擁護について過敏にならないといけない…。虐待についてはこれまで幾度となく「してはいけないこと」を学んできましたが、「擁護しなくてはいけない」利用者の人権について、最前線にいる私たちがもっと意識する必要があることを、今さらながら再認識しました。私たちは、権利侵害をなくしていくために、意識して努力する必要があります。そこから取り組むことで、不適切な支援や虐待といわれるようなものもなくなるのだと思います。権利侵害となるような行為や環境をなくし、「人としての尊厳」を大切に、「私たちがまもるべきは利用している人」であることを再確認する、そうした実践は「人として自分自身も成長していく」ことでもあるということを理解しました。



研修受講後のアンケートは、50.3%の回収率でした。主な内容は、「受講して、無意識のうちに不適切な支援をしてしまっていたということを再確認できました。姿勢を改めて、よりよい支援を心がけたいです」、「一人ひとりが意識していくことで、よりよい支援ができると思いました」、「利用者・職員の人権を尊重し、お互いに対等であることを忘れずに仕事に励みたいと思います」といった感想や、「時間が短すぎるのではないのでしょうか」、「年に複数回実施して欲しいです」、「講義形式だけではなく、ワーク形式で職員同士が話し合えるような研修はどうか」といった提案もいただきました。また、「必要な支援であっても、虐待と判断されてしまうかもしれないグレーゾーンの支援について、具体的な対応方法を教えてほしい」といった意見もありました。アンケートに記入していただいたこれらの内容の詳細については、3月末までに別紙にまとめて、現場へ報告させていただきます。

年度末の慌ただしいなかでの研修でしたが、それぞれが自らを振り返るよい機会になったと思います。今後もお互いを尊重して大切に想い合うことで、よりよい支援につなげていきたいと思いました。(編集委員会)

兵庫県知的障害者施設協会 施設長研修会 ～国立のぞみの園 古川慎治次長によるご講演～

2月21日法人内大ホールにて、県知協の施設長研修会が行われました。



独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設
のぞみの園 事業企画局事業企画部 次長 古川慎治氏

「今後の施設協会の在り方と役割について
～障害者支援のこれから～」

まず知的障害者支援の現状から、地域生活支援拠点や高齢障害者支援の共生型サービスなどの新たな仕組みについてお話を伺いました。それぞれの視点や文化の違い、障害者支援区分と要介護認定区分の乖離など、まだ現状では障害福祉サービスと介護保険のすりあわせが必要であり、検討課題もあるということでした。

つづいて知的障害者支援の実際について、現状と支援上の問題点、新たな専門性について伺いました。利用者が高齢化・重度化していくなかで、強度行動障害や発達障害のある方への支援や、矯正施設を出た障害者など、新たな支援のニーズが出てきたことや、大規模施設の在り方、入所待機者の多さ、そして全国的に言われている職員不足の問題など、知的障害者支援の現状を改めて認識しました。支援上の問題点については、「高齢化・重度化で生活の動きがゆっくりとした利用者」と「元気に動き回る強度行動障害や発達障害の利用者」が、「同じ空間で過ごす生活」という問題があります。支援方法の異なる利用者を、それぞれに合った環境で支援ができればよいのですが、環境や職員配置の問題で解決が難しい。そこで、障害特性に特化した障害者支援施設の整備や、圏域でのネットワークの構築が必要になるということでした。

新たな専門性については、①利用者の高齢化・重度化に伴い必要になった介護技術やさまざまな医療的知識の習得、②強度行動障害のある利用者に対して必要な、原因の分析・アセスメント、統一した支援方法などの重要性の理解、③矯正施設を出て福祉の支援を必要としている障害者に対する、社会保障や手続きなどについての理解も必要であるということでした。

つづいて、知的障害者支援の今後についてのお話を伺いました。さまざまな障害のある方、幼児から高齢者の方々、在宅やひとり暮らし、グループホームや入所施設など…幅広い多様なニーズに、本人の権利をまもり、その意思決定を支えながら応えていくことが、施設協会に求められていることであるというお話でした。また今後の障害者支援施設のあるべき姿として、大規模ではなく小規模で、居室を可能な範囲で個室化し、利用者が地域で暮らすことをめざし、必要に応じて期限付きで入所でき、災害などの有事の際は地域の拠点として対応できる、セーフティネットとしての役割を果たす。こうしてその地域のなかで、「あてにされる」施設となることが必要ということでした。そのためには支援員も専門性を高めつつ、社会資源についてもっと勉強することが重要であると思いました。



福田 和臣 氏

社会福祉法人愛心福祉会理事長で月刊さぼりと編集出版企画委員会元委員長の福田和臣氏による「県知協の歴史と今後に期待すること」。これまでの協会の話と、会員施設に対し協会がなにをするのかということを確認する必要があるというお話を伺いました。



古川 勝 氏

県知協の生産活動・就労支援部会長で社会福祉法人一羊会理事・部長の古川勝氏による「県知協の現状と今後のあり方について」。私たちを取りまく問題として、①規制緩和と社会福祉法人制度改革・労基問題、②3年に1度以上の制度改正の問題と平成30年報酬改定、③人材不足とそれに伴う育成のむずかしさについて説明がありました。そこから県知協の役割やその課題について、また兵庫県キャラバンなどの取組案についても提言がありました。

近年、施設や事業所を取りまく環境がめまぐるしく変化していくなかで、これから県知協の果たすべき役割について、深く考える研修となりました。 (編集委員会)

ちょっといいですか？大西ですけど…

－ 障害があるとは－

◆障害があるとは

今月号の記事にもあるように、陽気会では、全職員を対象に2月から3月にかけて「権利擁護」の研修を実施しました。私も10分程度ですが時間をいただき、職員に話をする機会を与えていただきました。そのなかで、「障害がある」ということはどういうことなのかという基本的なことについて話をしました。

障害があるとは、人として普通に生きていく権利が極めて脅かされやすい状態にあるということ…だと思います。もちろん、知的な能力が通常より劣っているとか、下肢が不自由で歩行に支障があるとか、そのような具体的な状態を障害というのですが、人という視点からどのように捉えるのか、考えるのかといった根本的な視点が必要だと思います。権利侵害や虐待という問題の根本をたどれば、障害のある方々をどのように視ているのかという障害者観や、日々どのような考えでこの仕事をしているのかという労働観だと思うからです。

◆侵害から「護る」こと

私たち、障害のある方々を支援する仕事に従事する者は、この権利を脅かそうとするさまざまな「侵害」から障害のある方々を護っていくことが仕事の基本になります。それと同時に、お互いに「人」として向き合っていく姿勢が重要です。

侵害の内容については、障害に対する理解のない者や、社会のシステム、制度や施策等幅広く存在します。そして時には、私たち自身も権利の侵害者になってしまう場合もありますので、そこへの自覚と気づきが必要です。

侵害から障害のある方々を護っていくためには、私たちは、常にこの権利の侵害という事象に対して敏感になっておく必要があります。この事象は、時に非常にわかりにくく進行していく場合もありますし、どこかに隠されていることもあるかもしれません。気づいたときには、手遅れになっていることもあるかもしれません。

どこで、だれが、どのように侵害を食い止めていくのか、当然、私たちは、(言葉は悪いですが) 防護壁になることが求められます。そのようなことを労働観の基本にできる支援者が増えていけば、必ず、虐待や人権侵害はなくなっていきます。

間もなく年度が変わります。そして、年号も変わります。この「変革」の機に、改めて、私たちの仕事の「基本」を考えてみたいと思っています。(大)



陽気会は創立 60 周年を迎えます

陽気会は、知的障害児施設おかば学園を開所してから2018年9月1日で60周年を迎えます。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、みなさまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です
施設・事業所サポーター 年間 10,000 円
個人サポーター 年間 1,000 円
* 詳細は下記までお問い合わせください

編集委員会：松端 克文(KCD ラボ代表)
朝日 満子(KCD ラボマネージャー)
松端 真美(KCD ラボスタッフ)
大西 博之(法人本部長)

〒651-1313
神戸市北区有野中町 2-5-19
社会福祉法人陽気会
KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.
Tel: 078 (981) 7271
Fax: 078 (981) 0825
HP: <http://youkikai.or.jp/>
Email: kcdlab@youkikai.or.jp

